

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

---

平成24年6月6日(水曜日)午前10時00分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について  
報告第 2号 平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 3号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について  
報告第 5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）  
議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第50号 市道路線の認定について  
議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第 9 平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について  
報告第 2号 平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 3号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

- 報告第 5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について  
議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）  
議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第50号 市道路線の認定について  
議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第 9 平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」

---

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

議会開会に先立ちまして、一言申し上げます。

去る5月6日に発生いたしました竜巻により、甚大な被害に見舞われましたつくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市の皆様方に対し、心よりお見舞い申し上げます。あわせて、犠牲となられた方に対し、かすみがうら市議会を代表いたしまして、心より追悼の意を表します。

ついては、我がかすみがうら市においても、このような予想もせぬ災害の発生に対しても、迅速な対応ができるよう、常日ごろから備えが必要であることを心に刻み、議会といたしましても、これまで以上に議会力の向上に努めていかなければならないと改めて痛感いたしております。

以上、ごあいさつとさせていただきます。

---

開 会 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、14番 栗山千勝君、15番 山内庄兵衛君、16番 廣瀬義彰君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果についての委員会の調査結果の報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長、古橋智樹君からの報告についてであります。当委員会において、会議規則第99条の規定により、委員派遣承認要求書が4月26日をもって提出され、阿見町の業者一括委託による体育施設管理状況についての調査のため、委員派遣することを4月26日、議長において承認しておりますので、その結果も含めご報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第1回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定された調査項目について、平成24年4月26日に委員会を開催し、本委員会の調査事項として、教育施設、文化施設、体育施設及び福祉・保健施設に関する事項について調査を実施いたしました。

調査では、阿見町の業務委託による体育施設管理状況について視察研修するため、同日、委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、視察研修を実施いたしました。

阿見町での視察研修において、総合運動公園の概要、利用状況、業務委託の内容等について担当者から説明を受けました。

視察研修の主な目的である業務委託については、3つの業務に分けて管理委託していることが担当者から説明されました。具体的には、施設管理会社が、以下の2つの業務委託を実施しているとのことでした。

1つ目が、総合運動公園管理業務として、受付業務や日常的な点検、公園備品の管理・貸し出しの委託などがあります。

2つ目が、同公園の清掃業務として、野球場や陸上競技場のスタンド清掃やクラブハウスの洗浄ワックス、ガラスクリーニング、また屋外トイレの清掃等の委託であります。

また、緑地管理会社が以下の業務委託を実施しているとのことでした。同公園グラウンドの芝の管理と野球場グラウンドの不陸整正、土木用語の地面を水平にすることです。ローラー転圧といった整備等を委託しておりました。同公園内の植栽管理については、都市施設管理課の所管であり、別途、個別契約を締結しているとのことでした。

なお、電気保安業務や機械警備についても、別途、個別契約とのことです。

視察研修終了後、委員会を再開し、各委員から意見聴取等を行いました。

委員からの意見を一部紹介いたしますと、「阿見町は、長期的な展望により計画的に施設整備をしている点は、本市と違う」「市が管理する各施設の植栽管理を教育委員会という枠にとらわれず、一括委託にすれば能率的かつ有益ではないか」といった意見などがあります。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

#### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第1回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、3月29日及び4月13日並びに5月21日に委員会を開催いたしました。

調査をするに当たりまして、執行部より副市長並びに担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

3月29日の委員会の協議事項として、（1）下水道整備についての調査を実施しました。内容としては、農業集落排水事業工事の施工箇所2カ所について、執行部より、契約変更を行い、23年度事業として完了したいとの説明を受けました。

4月13日の委員会の協議事項としては、（１）農林水産業の振興に関する事項、（２）環境衛生及び公害に関する事項です。内容は、2件を一括議題とし、かすみがうら市農水産品の放射性物質関連について調査しました。平成24年4月より食品中の放射性物質の新基準が変わることに伴い、委員より、市の危機管理を持っての対応状況と今後の対策について並びに農林水産物モニタリング情報について質問がありました。

5月21日の委員会は、4月13日の委員会に引き続き、協議事項として、（１）農林水産業の振興に関する事項、（２）環境衛生及び公害に関する事項を調査いたしました。主な内容としては、5月6日において、つくば市には竜巻により甚大な被害をもたらしましたが、かすみがうら市には降ひょう被害をもたらした件についてであります。当市の農作物関係について、千代田地区の下志筑・上佐谷の梨圃場を中心に、被害状況の調査を行いました。

次に、かすみがうら市農水産品の放射性物質関連については、委員より、出荷停止の実態と風評被害並びに補償の状況について質問がありました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

なお、5月21日分の会議録については、作成期間が少ないために、本日、提出できませんでしたが、早期に、作成次第、配布いたしたいと思っておりますので、ご承知おき願いたいと思っております。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに陳情など3件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、平成24年第1回定例会会議録並びに平成24年第1回臨時会会議録をお手元に配布しておきましたので、ご活用願いたいと思っております。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年2月から4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおきます。

次いで、会議運営方法の変更についてご報告いたします。これまで、かすみがうら市議会の議案の審査方法につきましては、議案審査を各常任委員会へ付託し、その結果を踏まえ、審議を行ってまいりました。そのような中で、先般、市長から、本会議の会期短縮等の要請を踏まえ、議会運営委員会へ諮問いたしました。

については、その結果について、議会運営委員会委員長からの答申書が提出されましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木良道君。

[議会運営委員会委員長 鈴木良道君登壇]

#### ○議会運営委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、議会運営委員会の決定により、答申した内容についてをご報告申し上げます。

##### 1、本会議中心主義の本会議運営について

①試行的に、6月・9月・12月定例会の各常任委員会への議案付託を省略し、本会議での議案質疑とする。

なお、請願及び現地調査が必要な議案等については、従前どおり委員会へ付託することとする。

②審議を深める点から、議案質疑の会議には、課長等が本会議に出席できることとする。

③本会議中心主義の運営に伴い、わかりやすい議事運営の観点から、質疑の方法は一問一答方式とする。

④本会議における質疑時間について、試行的に6月定例会は、議員による議案質疑の時間制限を設けないこととする。

ただし、今回の試行後、実施結果により見直すことも視野に入れる。

## 2、議会本会議の動画配信について

①6月定例会より本会議の動画を生中継する。動画配信場所については、霞ヶ浦庁舎、千代田仮庁舎（千代田公民館講堂）、あじさい館及び中央出張所の4カ所とする。

②質問席の設置について。動画配信の都合から、議場内に質問席を設置することとする。議案質疑は、質問席において行うこととする。一般質問の第1回目の質問はこれまでどおり登壇して、2回目以降は質問席において行うこととする。

以上、議会運営委員会の決定事項の報告といたします。

## ○議長（小座野定信君）

ただいま報告がありましたとおり、試行的に、6月・9月・12月定例会においては、原則として常任委員会への議案付託を省略し、本会議での審議とすることとなり、本会議中心主義による議案審議を行うことといたします。

これによって、会期が短縮できることのみならず、ひいては職員の各種課題の共通理解が向上し、資質向上も図れ、同時に議会と執行部の意識改革を促し、あわせて審議経過についても積極的な公開となることから、開かれた議会への一助となることが期待されるものと考えております。

また、本会議の運営方法の試行的な変更にあわせて、本会議の審議状況についてライブ中継を導入することといたしました。さらには、この録画映像についても、今後、ホームページでの公開を進めていく予定であります。

ここで、暫時休憩について、確認の意味でご説明申し上げ、あわせて今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。暫時休憩は、会議規則第11条に規定され、「議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有している」とされております。

また、議会側としての暫時休憩の理由の主なものは、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開くためなどであります。

一方、執行部として暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには説明員の出席や資料の提出を待つためなどであります。このため、これまでの暫時休憩は、執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり効率的な議事運営を進めるため、措置しているのが現状であります。いわば、議会側の気遣いであり、つまり、議事を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間ということですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今回、試行的に本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となります。特に、議案質疑については、執行部におかれましては、みずから提案していることを再認識していただき、議員からのさまざまな質疑に対し、答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げる次第でございます。

あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から議長としての配慮により行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のため暫時休憩を求める際は、必ず説明員から、休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 報告第 1 号ないし報告第 3 号

#### ○議長（小座野定信君）

日程第 3、報告第 1 号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書についてないし報告第 3 号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの 3 件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております 3 件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 1 号から報告第 3 号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第 1 号 平成23年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書につきましては、下稲吉小学校施設整備事業について、校舎建設であります。別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により報告するものであります。

次に、報告第 2 号 平成23年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第 3 号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告をするものであります。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

14番 栗山千勝君。

#### ○14番（栗山千勝君）

報告案件の 2 号なんです。宍倉出張所の関係で1300万繰越明許しているわけですが、この件について、請負業者との契約が済んでおり、請負業者はもう準備工に入っているわけです。準備工に入ったものについて、全額この計算書の中から支払われるんでしょうか、お伺いします。

#### ○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

先ほど申し上げたように、迅速なる答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

ただいまの宍倉出張所の繰越額につきましては、契約額全額を繰り越しておりますので、今の段階では契約額全額ということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

全額繰り越しているということなんですが、業者は準備工に入っちゃっているわけです。当然それなりの資材も購入しているし、さらには代理人まで担当させているというような話も聞いているわけですが、この計算書では支払われないのが全額かもしれないけど、請負業者の準備工に関する負担はどのくらいなのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

ただいまのご質問ですけれども、業者のほうで準備工に入っているということでございますけれども、市としましては、工事が地権者の関係でストップしておりますので、現段階では業者のほうに休止ということをお願いしてございます。そういうことで、どこまで進んでいるかは聞き取っておりません。よろしくお伺いします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、担当部長が休止というようなことを言っておりますが、私が聞く範囲では、準備工に入って、それなりの資材まで購入しているというような話をお伺いしているわけです。そうした場合に、その資材なんかはこの金額から支払われるのか支払われないのか、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

工事が進んだ場合には、準備した内容は契約額から支払われるということでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私の知る範囲では、支払うことができないような事態が発生してくる。これは、契約したときに、準備工に入らないでくれと言っているなら、これは、話は別だけど、休止してくれというのが大分おくらしている。そのために業者は、資材を購入しているように私は聞いているんです。その社長からじかに聞いているんです。そうしたら、その資材が、現に今後、工事するに当たり使えるのか使えないのか。繰越明許計算書、これは、全額繰り越すのはいいんだけど、準備工に入っていれば、その金額くらいは、説明できるようにしなければいけないのかなと私は思います。必ずこれは、資材が使えないようなものが出てきますよ。そこらのところ、担当課長あるいは担当

職員がどこら辺まで把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

ただいまのご質問では、工事に使われる資材の関係だと思えますけれども、これにつきましては、現在、地権者の方と協議を進めております。その進みぐあいによって変わってくるかと思えますけれども、現段階では、まだ決定はしておりませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題は、そもそも設計に不備があるんですよ。業者と役所の間で、いろいろいざこざがあったかもしれない。設計の段階できちんとしていれば、こういう問題は発生しない。今、話し合われているのが、2型の矢板が7メートル、何でそんなものが必要なのかと。業者は全部準備しちゃった。業者は、そんなものは求めていない。求めていないもの、何でそんなものを使うのかと。結局その負担が、今度は、業者が泣くのか、市役所が泣くのか。その辺、どのくらい認識してましようか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員は、宍倉出張所の地権者の代理人が異興業さんという業者であります、その業者の後盾だと伺っております。今の交渉の過程においても、栗山議員がぜひ出席させてくれということで、つい何日か前の交渉においても栗山議員は出席なさっていると聞いておりますが……

○議長（小座野定信君）

市長、質問の内容と答弁内容が違います。修正してください。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうバックグラウンドのもとに、答弁をさせていただきます。

今、栗山議員は、資材をいわゆる業者といっても、2つ業者がありますから複雑であります、請け負っている業者のほうが資材を準備しているというふうに言っておりますが、準備するはずはないんでありまして、まだ準備はしていないと私は思っております。ですから、基本的に認識が違くと、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

業者のバックなんて言われているかもしれないけど、確かに、業者の関係の、いや、地権者と私は縁戚関係になっております。いろいろ相談も受けています。そういう関係で、昨日、市がお願いした弁護士、3人、おいでになりました。いろいろ話しました。そういう中で、以前に業者の方から、2型の矢板を用意しちゃっていると言うんですよ。私は、用意する前にとめることができたでしょうというのが、役所ならば、契約のときに、準備工には入らないでくれと。それは、

なぜかという、業者から立入禁止の通知文が役所に来ているはずですよ、契約前に。そこが一番問題なんですよ。これは、恐らくどっちが負担するのかという問題になりますよ、担当が知らないというわけではないんですから。休止はいつ業者に出したのか、その日付をまず教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

文書で出したわけではありませんが、この問題は、非常に微妙な問題でありますから、長年、この問題でもんでいるわけであります。発注はしたものの、そういった懸念もあったものですから、私の判断で、請け負った業者さんに、どうなんだと、まだ準備には入らないでくれと、矢板は買わないでおいてくれという話をして、ちょっと日にちは忘れましたが、口頭でありますから、その時点で業者から、明確に、大丈夫だよ、矢板はまだ頼んでいないからと、こういうことを聞いておりますから、間違いはないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私の聞いたのと全く違うんで、私が聞いたのは、休止をいつ申し入れしたのか、口頭なり文書なり、それを聞いているんですよ、まず。さらに、設計の段階で、アスベスト建材を使っているわけですよね。そのアスベストの取り扱いの基準というのは、労働基準監督署の関係の資料を見れば、レベル3でもって取り扱いしろと。その件についても、余りにも甘い、市の設計が。それは、市が設計したんだか、業者が設計したんだか知らないけど。さらには、六価クロムの問題、あそこは、地盤が悪いということで、業者の責任において土壌改良している。その件についても、六価クロムの当然検査をしてから設計すればいい。全部壊しちゃってから、今度は六価クロムが出るか出ないか調査する。例えば、六価クロムが出た場合には、特定管理産業廃棄物になります。これは半端な処分ではないです。そのたび、設計変更になっていく、ここが問題なんですよ。市の職員でそこまでできるかできないか、私はわかりませんが、そこまでやらなくちゃならないのが市の職員なんですよ。きちんと何月何日に休止命令は出したと、ただいつだか忘れたんだなんて言うんじゃないくて、担当は、担当なら、責任を持って、仕事をしなくちゃならないんだから、公人なんですから。私は、休止をお願いしたという話は聞いていますよ。メモなりなんなりは持っているでしょう。ちゃんと休止命令の出した日付を教えてくださいよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

休止命令は、もちろん後で、文書で出してありますが、それは、日にちは……

○議長（小座野定信君）

市長、申し上げます。

質問は、休止命令を出した日付はいつかという質問です。

端的にお答えください。

○市長（宮嶋光昭君）

休止命令をした日付については、今、休憩後に申し上げますが、もともと、今、栗山議員がおっしゃっている六価クロムの問題であるとか、あるいは矢板については、まず六価クロムの問題について言えば、もともとここへ土を搬入したのは、地権者の息子である異興業が搬入したわけです。というふうに私は聞いています。その問題について、六価クロム云々の話はないと思います。これは、設計業者が、その土の搬出等については、そういうことはちゃんと調べてやっていると思っております。

それから、矢板の件であります。矢板につきましても、これは、地権者の息子である異興業が口を出してきまして、いわゆる隣の場所は2メートルぐらい全体に土盛りしてあります。この該当の土地について、直角に土をとってくれと、垂直にとってくれと。残った異興業が持っている土地について、土ころ一つ落としてはだめだと、そういうことで組んだ矢板の設計であります。もともと地権者の息子の異さんが言っていた話であります。栗山議員はその代理人であります。そういう中で矢板の設計が入っているわけです。その事情をお忘れになったのかどうか分かりませんが、今の話は、多分、忘れた話ではないかと思しますので、ちゃんと思いを起こしていただきますように、答弁の中で申し上げておきます。

休止を命じた日時につきましては、休憩後にお話をしたいと思います。

では、休憩をお願いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前10時38分

---

再 開 午前10時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありませんでした。

ただいまのご質問ですけれども、平成23年12月27日に入札を実施しまして、平成24年1月10日に契約を締結しております。そして、地権者からの内容証明があったのが同日の1月10日でございます。そして、市のほうから休止のお願いをしておりますのが1月20日ということで、10日ほどは日にちがあいております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題は、あそこの宍倉出張所に関して、最初は別な場所だったんですが、宮嶋村長になって、その方が貸さないということで、宮嶋村長じかに鈴木さんのところに行ってお願ひしたいとい

う経緯がございます。そういう中で、今日まで来ておったわけなんです、なかなかお互いに話が合わないというようなこともありまして、本来なら市長が、じかに行って話すのが一番いいわけなんです、まだただの一回も行ってない。去年の9月ごろから、配達証明で何回か来ている。98歳の年寄りに配達証明が来た場合には、何でおれが犯罪者扱いなんだというように思われても仕方のないような行為なんです。何で私が、土地を貸して、こういう羽目に遭うんだと。これは、地権者にもいろいろ問題もあるかもしれないけど、役所側にも誠意を持って対処すればできないことではないでしょうがな。きのうの話合いのとき、随分前向きな話はしていますよ。弁護士の先生もいろいろ話しているんで、ああ、栗山さんの言うとおりでですねというような話もしてくれましたよ。何で誠意を持って話ができないのか。議会でもって質問しても、はぐらかすような答弁されちゃ困りますよ。業者の方は、準備工でいろんな資材を買ったことも事実なんです、これは。その点について、例えば矢板を買っているか買っていないか。私は、業者の方に、直接、聞いていますから、担当でそれを知っているか知っていないか。市長じゃないよ、担当で知っているか知らないか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長。

○市民部長（根本光男君）

矢板の件につきましては、買っているか買っていないか、どちらかということでも、担当としては、把握はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長がわきで、私は聞いているんだから、買っていないんだというようなことを部長に指示を出しているようですが、私は、じかに聞いているんです、社長に買いましたと。地権者は、7メートルの矢板を打ってくれというようなことは、一言も頼んでおりません。一方的に持ってきた話です、それはね。市長は、現場はわからないから、担当で答弁してくださいよ。あと、設計の関係、先ほどの六価クロムの関係だけど、今は、そういうことはないけど、昔は企業努力でもって土壤改良してくれなんていう問題がありました。そういうものを踏まえた建築業者と協議して、土壤改良を処理している。だけど、事前に調査すればそれはわかるんですよ。それも怠っている。どこまでも、設計変更、設計変更でやっている。そうした場合に、変更した場合に、じゃこの金額でできるのかといったらば、これもわからない。いろんなマイナス要件ですよ。何もこういう問題は、裁判所まで巻き込んでの話じゃないですよ。結局、裁判でもって、話し合いしろよというような指導を受けているわけですよ。それを踏まえて、きのうはお話合したんですよ。どこまでもこれは市長の監督不行き届きだから、こういう問題が発生するの。今後においても、私は、聞きたいことは幾らでもありますけど、きちんとした、街頭でマイクを握るのもいいかもしれないけど、こういう問題もきちんとしなきゃいけないですよ、だから不祥事が絶えないんです。

答弁は結構です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

質問ではないようですが、栗山議員にぜひ再認識をしていただきたいと思ひまして、お話をさせていただきます。

7メートルの矢板なんかが必要はないというようなお話でございしますが、2メートル余も段差があるところの土くれを一つもこぼしてだめだと、直で切れと、そういうお話を地権者の代理人である96歳だか98歳だかわかりませんが、その代理人である異興業が言っているんです。それにこたえるべく設計をしたということでもあります。この問題については、確かに、十七、八年、西部出張所として使わせていただいたわけでありまして。これは、当時、出島村ではございましたが、村民の利便性ということで地権者をお願いして、私が借りに行き行って借りられたものであります。その後、私が市長に就任したときには、もう相当こじれておりまして、何年越しにもこじれておいて、それを受けて解決ができないということで裁判になっているものでございまして。そういったことから、裁判を通じて、今、協議をしているところでありますので、この報告案件については繰り越しをお願いしたいと、こういうこととございまして。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

矢板の7メートル云々と言っているかもしれないけど、売り言葉に買い言葉はあるかもしれない。だけど、私が聞く範囲では、矢板の件については、7メートルの矢板なんかは必要がないだろうと、そう本人は言っているんですよ。きのうもそういう話になっているんですよ。それよりも、もう少し交渉事なんだから誠意を持って交渉する、それが役所でしょうがな。役所が市民に対して裁判を起こすなんてことは考えられないですよ、市長。これは、もとをただせば、繰越明許するのをどうしなくちゃならないかという話になってくるんですよ。前にも言いました、私は。副市長は、繰越明許するなら裁判すれば繰越明許になるんだと私に言っているんですよ。繰越明許をするのに、裁判するばかりはどこにもいないですよ。市民が役所に対して裁判を起こすならわかる。こういう問題で、役所が市民に対して裁判を起こしてどうのこうのとやるべきじゃないですよ。もう少し市民に対して真剣になって公人として取り組んでもらいたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

以上で、報告第1号ないし報告第3号の報告を終了いたします。

---

日程第 4 報告第4号及び報告第5号

○議長（小座野定信君）

日程第4、報告第4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光明君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第4号から報告第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第4号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第5号 平成24年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第4号及び報告第5号の報告を終了いたします。

---

日程第 5 承認第2号ないし承認第6号

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてないし承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてまでの5件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました承認第2号から承認第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）並びに承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例並びにかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号））及び承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））につきましては、東北地方太平洋沖地震による災害に対し、災害復旧に伴う施策を早急に講じる必要が生じたため、当該事業に係る経費をそれぞれの平成24年度会計予算に追加する補

正予算を平成24年5月10日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、承認第2号、第3号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

ただいま市長のほうから提案説明のありました承認第2号及び承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

初めに、承認第2号につきましては、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方自治法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、条例改正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成24年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

主な改正内容につきましては、東日本大震災によって所有する居住用家屋が被災し、居住の用に供することができなくなった方が、その敷地を譲渡した場合における市民税の譲渡所得の特例期限について、被災した日から3年であったものを7年まで延長するための特例規定を条文に追加する改正及び東日本大震災によって所有する居住用家屋が被災し、居住の用に供することができなくなった方が、居住用財産を再取得した場合、被災した居住用財産に係る借入金等の税額特別控除と重複して再取得した居住用財産の借入金等の税額控除が受けられる特例規定を条文に追加する改正、そのほかには、宅地等に対する固定資産税の特例措置の適用年度の改正、固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正、地方自治法施行附則等の削除に伴う引用条項の改正であります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からであります。ただし、第36条の2第1項ただしがきの改正規定等につきましては、平成26年1月1日からの施行となるものであります。

次に、承認第3号につきましては、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方自治法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、条例改正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成24年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

改正内容につきましては、東日本大震災によって所有する居住用家屋が被災し、居住の用に供することができなくなった方が、その敷地を譲渡した場合における国民健康保険税の税額の算定に用いる市民税の譲渡所得の特例期限について、被災した日から3年であったものを7年まで延長するための特例規定を条文に追加する改正であります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

次に、承認第4号ないし第6号について説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

承認第4号、市長提出議案集55ページになります。

専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の内容になります。先ほど市長のほうから説明があったとおり、東北地方太平洋沖地震による災害に対して、早急に下水道及び農業集落排水復旧対策を講じる必要があったため、東日本大地震復興まちづくり基金から2020万円を繰り入れいたしましたして、下水道特別会計に900万円、農業集落排水特別会計に1120万円を繰り出すものです。

専決処分を平成24年5月10日付でしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第5号、64ページになります。

専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（1号）の内容になります。

こちらにつきましても、東北地方太平洋沖地震による災害に対して、早急に、加茂地区、崎浜地内の下水道施設の復旧対策を講じる必要が生じたため、こちらにつきましては、震災後の調査においては確認されなかったのとありますが、新たに被害として見つかったものでございます。先ほど説明しました一般会計より900万円を繰り入れたものでございます。

専決処分を平成24年5月10日付でしたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第6号、73ページになります。

専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

東北地方太平洋沖地震による災害に対して、早急に野寺地区及び深谷地区の農業集落排水施設の復旧対策を講じる必要が生じたため、こちらの工事につきましては、平成23年度、災害復旧工事において着手しましたが、年度内完成ができないことから、契約変更により一部完成を図り、残工事を平成24年度対応としたものでございまして、深谷地区、白井沢におきましては舗装復旧工事、千代田東部地区、東野寺につきましては管渠布設工事について、一般会計より1120万円を繰り入れたものでございます。

専決処分を平成24年5月10日付でしたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提案するものでございます。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、承認第2号ないし第6号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第9日目の6月14日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案40号ないし議案第43号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案40号から議案第43号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第40号の教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

人件費の削減につきましては、これまでも申し上げておりますとおり私の選挙公約でもあり、また既に人件費に限らず補助金や事務事業の合理化を進めるということで、市民の皆さんにもご理解をお願いしているところであります。

こうしたことから、また職員の給与削減も予定していることから、教育委員会教育長についても、平成24年7月1日から、私の任期中の期間、給料月額を10%削減するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

職員の給与の特例に関する条例につきましては、さきの第1回定例会と臨時議会に提案させていただいておりますが、これまでご理解をいただけないことから、減額率を引き下げ、改めて提案させていただくものであります。

内容は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの期間、市職員の給料を職務の級に応じて3ないし5%削減するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、条例を制定するものであります。

次に、議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、

危険物の規制に関する政令の一部改正により、危険物に係る貯蔵及び取り扱いの技術上の基準について特例措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第40号ないし第42号について説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

ただいま市長より提案理由の説明がありました議案第40号、議案第41号、議案第42号について、趣旨説明を申し上げます。

まず、議案第40号でございますが、教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてでございます。教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてをご説明いたします。

本条例制定につきましては、平成24年7月1日から現市長の任期の末日、平成26年7月22日まで、教育長の給料月額を現行給料月額から、100分の10を減じ、54万6000円から49万1400円とする特例を定めるものでございます。

なお、退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しないこととしております。

続きまして、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定でございます。職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、平成24年7月1日から平成25年3月31日まで、職員の給与の特例について定めるものでございます。

特例の概要につきましては、職務の級に応じ、給料月額、期末勤勉手当及び時間外勤務手当等を削減するもので、職務の級が、1級、2級の職員が3%、3級から6級の職員が4%、7級の職員が5%をそれぞれ減額するものでございます。さらに、管理職手当については、一律10%を削減するものでございます。

続きまして、議案第42号につきましてご説明申し上げます。住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行と出入国管理及び難民認定法、入管法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、入管特例法の一部を改正するもの等の法律の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象になることから、関係条例の整理を行うため制定するものでございます。

初めに、改正の内容でございますが、第1条はかすみがうら市手数料条例、第2条はかすみがうら市印鑑条例、第3条はかすみがうら市住民基本台帳カード利用条例につきまして、いずれの条例も、住民基本台帳法の一部改正、入管法及び入管特例法の一部の改正による外国人登録法の

廃止に伴い、所要の整理を行うものでございます。

次に、附則についてでございますが、第1項につきましては、施行期日を平成24年7月9日からとするものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第43号について説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案趣旨を説明いたします。

危険物の規制に関する政令の一部改正により、新たに危険物として、炭酸ナトリウム、過酸化水素付加物が追加されたことに伴い、当該条例の関係文を改正するものです。今回は、本則の改正はないため、附則を改正することとなり、炭酸ナトリウム、過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されたので、新たに、指定数量の5分の1以上、指定数量未満の同物品を貯蔵し、または取り扱う場所に対して、条例に規制されている位置、構造及び設備等の基準について経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の質疑は、会期第9日目の6月14日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第44号ないし議案第49号

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第44号から議案第49号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7257万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億5277万4000円とするものです。

主な内容といたしましては、千代田庁舎について耐震改修の方針が決定したことによる既予算の減額、災害対策事業として、防災センターとわかぐり運動公園体育館への非常用電源設備の整備に要する経費及び職員給与費を計上したものであります。

次に、議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ575万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7094万6000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

次に、議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ295万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5495万9000円とするものです。

主な内容は、公共下水道事業に係る修繕料、特定環境保全公共下水道事業に係る工事費及び職員給与費の計上であります。

次に、議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8636万4000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

次に、議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ735万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6414万8000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

次に、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水道事業費の既決予定額9億9202万3000円から営業費用255万4000円を減額し、水道事業費の総額を9億8946万9000円とするものです。

内容は、職員給与費の補正であります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

議案第44号ないし第49号について説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

#### ○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。市長とダブる面があることをご了解ください。

主な補正の内容といたしましては、千代田庁舎について耐震改修の方針が決定したことによる既予算の減額、こちらにつきましては、資料集の103ページになります。千代田庁舎等財産管理

事業9800万円の減額になります。

自治振興事業として、自治会への助成、こちらにつきましては103ページになります。自治振興事業としまして250万円です。

敬老祝い金の支給、104ページになります、長寿をたたえる事業439万円。

放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブ民営に対する補助、105ページになります、放課後児童健全育成事業508万9000円になります。

太陽光発電システム設置に対する補助、106ページになります、環境保全推進事業1000万円。

消防職員の新規採用に伴う経費ないし消防団員の退職報奨金、108ページになります、消防団運営事業1530万円、団員64名中59名が対象となっております。

災害対策事業として、防災センターとわかぐり運動公園体育館へ非常用電源設備を整備する、109ページになります、災害対策事業4273万5000円になります。

防災行政無線の屋外子局設計の委託料、109ページになります、防災無線整備事業340万円。

小学校費における理科支援員の雇用、理科支援員賃金44万4000円、学力向上サポートプラン事業の導入。

公民館の災害普及費、こちらにつきましては111ページになります。公民館施設災害復旧事業24万6000円などに加え、人件費、人件費につきましては今議会上程の人件費条例及び4月の人事異動による分を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、財源振りかえを実施するとともに、国・県支出金、市債及び繰越金等を充当いたしました。歳入歳出それぞれ1億7257万4000円を追加するものでございます。

議案第45号、113ページになります。平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、こちらにつきましては、人件費の補正になります、歳入歳出それぞれ575万4000円を減額するものでございます。一般会計からの繰入金金の減額で対応いたします。

議案第46号、121ページ、平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、主な補正の内容としましては、公共下水道事業に係る修繕料80万円につきましては、県土木発注によります県道舗装補修工事における人孔高の調整に伴う修繕料でございます。

特定環境保全公共下水道に係る工事費90万円につきましては、本年度実施されましたかすみがうらマラソン開催のため、舗装工事を実施いたしました。今後において、公共ますの設置等を考えたときに、予算が不足する関係で、補正を90万円したものでございます。あとは人件費の補正でございます。歳入歳出それぞれ295万9000円を追加するものでございます。繰越金で対応いたします。

議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）、人件費の補正の内容でございます。歳入歳出それぞれ16万8000円を追加するものでございます。繰越金で対応です。

議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）、人件費の補正でございます。歳入歳出735万2000円を減額するものでございます。

最後に、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）、人件費の補正でございます。水道会計の算上予算の支出、水道事業費、営業費用を255万4000円減額したものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の質疑は、会期第9日目、6月14日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 8 議案第50号及び議案第51号

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第50号 市道路線の認定について及び議案第51号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第50号から議案第51号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第50号並びに議案第51号 市道路線の認定につきましては、下佐谷地内及び下稲吉地内の道路改良工事計画により、整備する路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第50号及び第51号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第50号及び議案第51号につきまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

議案集の148ページでございます。

議案第50号 市道路線の認定について、本案は、下佐谷地内に位置し、市道㊦8-1090号線、道路改良工事の計画において、接続する市道との交差箇所を修正することで、一部が新設となることから、市道㊦8-2900号線として延長20.5メートルを認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、151ページでございます。議案第51号 市道路線の認定について、本案は、下稲吉地内に位置し、市道㊦8-0781号線、道路改良工事の計画において、交差点の接続部を変更することで、一部が新設となることから、市道㊦8-2901号線として延長21メートルを認定するため、

道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

路線と位置図も添付されておりますので、ごらんをいただきます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第9日目の6月14日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**日程第 9 平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」**

**○議長（小座野定信君）**

日程第9、平成23年度陳情第12号 道路改良施工の陳情を議題といたします。

ただいま議題となっている陳情につきましては、産業建設委員会委員長から審査報告が提出されております。

これより委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、付託された平成23年陳情第12号 「道路改良施工の陳情」について、平成23年12月22日、平成24年1月13日、1月31日、3月9日、5月21日に委員会を開催し、部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

今までの継続審査の経過の中では、委員からは、何とか陳情に沿うような道路改良の方法を考えてほしいとの意見があり、執行部側から改良工事の3案が示され、交通規制課と協議を行っているとのことでありました。

また、1月13日には、市道㊦2644号線に係る交差点現場の現地調査も実施いたしました。

次に、3月9日の委員会の際には、執行部側から新たな素案として計画2案が示され、次の5月21日においては、より実現性のある西成井交差点改修の計画案が示されました。

審査の結果であります。採決では、異議なしで、採択すべきものと決定いたしました。

なお、5月21日の会議録については、作成次第、配布いたしますので、ご承知おき、お願いしたいと思います。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、陳情の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成23年陳情第12号「道路改良施工の陳情」の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより平成23年陳情第12号の採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、平成23年陳情第12号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月7日、午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前 11時37分